

第1部会【市民協働部門】 会議概要録

【開催概要】

- 名称：平成25年度 第2回 東区自治協議会 第1部会
- 日時：平成25年6月11日（火）午後3時10分～午後5時10分
- 場所：東区プラザ 音楽練習室2
- 出席者：五十嵐委員、大野委員、折笠委員、作左部委員、南委員、
井川委員、佐藤委員、若槻委員、渡辺委員
（事務局）地域課職員、総務課職員

【審議内容】

1 津波対策専門会議の報告

五十嵐委員より、5月に開催された「第5回津波対策専門会議」の報告がありました。
津波対策の5本柱の1つとして、新潟市が中学校単位の「津波避難計画書」を策定することなどの説明がありました。

2 災害時の避難・誘導対策推進事業について

大野委員より、今年度の自治協提案事業について、事業提案の経緯や事業の内容・手法の説明がありました。

（仮称）「災害時の避難・誘導対策推進計画書」の策定については、上記「津波避難計画書」の策定状況を踏まえながら検討していくことになりました。

3 海拔表示看板設置事業について

総務課安心安全係より、「住民の防災意識向上活動事業」の説明と、活動事業の1つである海拔表示の看板設置について、設置方法などの説明がありました。（別紙のとおり）

4 その他

次回開催日 平成25年7月9日（火）午前10時から 東区プラザ音楽練習室2

住民の防災意識向上活動

～ 防災図上演習・ひなん訓練・防災研修会
・ 海拔表示の設置などの地域での取組み ～

1 目的

防災への対応として、日頃から住民一人ひとりが防災への取組みや防災意識を持つことが大切である。地域のひなん訓練などの啓発活動を通して、地域防災力の向上を目指すとともに、地震などの災害が発生した時の備えを行うことを目的とする。

2 地域での取組み

(1) 防災図上演習

突然襲って来る災害に迅速・的確に対応することは難しいことです。災害の状況をイメージしながら、ひなん場所・経路・情報収集方法を地図などを用いて確認し、意見交換を行ないます。



図上演習の様子

(2) ひなん誘導訓練

災害時の避難の際には、通常とは違い、多くの障害があることが予想されます。ブロック塀の倒壊などで避難経路がふさがれている場合を想定し、避難ルートを歩きます。



ひなん訓練の様子

(3) 防災研修会

専門講師を招いての防災講演会や被災地を視察する研修会を開催します。

研修会を通して防災知識を習得するとともに、災害時の準備品や、家族で災害時の行動を確認する機会にしましょう。

(4) 海拔表示設置板や地域防災情報紙の発行

防災意識の向上を目的とした海拔表示板の設置や、地域での防災活動を周知する情報紙を発行します。

海拔表示板を地域の子供と大人で共同制作するなど、地域全体で防災に取り組んでいる地域もあります。



海拔表示に伴う防災啓発活動

3 海拔表示の設置

【新潟市の「まちなか」に見る海拔表示】



（1）電柱への設置

電柱への設置は、東北電力の設置基準を遵守して設置することになります。

コミ協や自治会での防災活動の一環で行う海拔表示板設置について、コミ協名や自治会名での申請はできませんので、新潟市が申請者となります。（海拔表示板には、コミ協名・自治会名は記載できませんのでご注意ください。）

なお、NTT柱などには設置できませんのでご注意ください。

① 設置基準（設置できる電柱）

- ・東北電力の電柱であること
- ・電柱に既存の看板が設置されていないこと
- ・地面から1.8mより上に設置できるスペースが確保されていること

① 設置できる（例）



② 設置できない電柱

- ・有料広告看板が既に設置されている電柱
- ・通学路、交通安全などの看板がある電柱
- ・設置できるスペースがないと判断された電柱

② 設置できない（例）



※その他、東北電力で今後の利用計画がある電柱には、設置できません。



◆東北電力への設置申請

申請～許可～設置～竣工届 までの流れ（スケジュール）

①事前相談

- ・はじめに、地域で海拔表示の内容・設置場所などを話し合っ、事業計画を作りましょう。
- ・東区役所総務課安心安全係（以下「区役所」という。）に設置場所図、事業計画などを持参して、事前相談をします。この時、東北電力への申請様式を提示します。

②東北電力への申請書の作成

- ・東北電力への申請書を作成します。
様式：道路標識・街区表示板等取付申込書、電柱明細書
- ・申請には、設置する前の電柱全景写真が必要です。



③区役所への申請書類の提出

- ・区役所へ申請書類を提出します。区役所では申請内容を確認します。

④区役所から東北電力へ申請

- ・新潟市からの申請として、東北電力へ申請します。
※コミ協名や自治会名での申請はできない取り決めになっていますので、新潟市名での申請になります。

注意！

申請から回答書まで
約1ヶ月かかります。

⑤東北電力から結果回答（可否の連絡）

- ・東北電力からの「電柱使用回答書」が届いたら、区役所からコミ協などへ連絡します。

⑥海拔表示板の制作・注文

- ・回答結果をもとに、表示板数量を確認し、海拔表示板を注文します。

⑦海拔表示の電柱への設置

- ・電気取扱業務の知識のある方が取り付けなければなりません。
- ・高さ1.8m以上への取り付けなど、設置基準を遵守して取り付けます。

⑧竣工届けの作成

- ・設置が完了したら、竣工届けを作成します。
設置完了の全景写真が必要です。

ポイント！

- ・全景写真には、海拔表示の設置位置の高さを記載します。
- ・全景写真は、地面から海拔表示板の設置位置がわかるように撮影して、高さを記載します。



⑨区役所へ竣工届けの提出

- ・ 竣工届けの書類が揃ったら、区役所へ提出します。区役所で内容を確認します。不備がある場合は、再提出が必要になることがあります。

⑩区役所から東北電力へ提出

- ・ 竣工届けを新潟市名で区役所より東北電力に提出します。

⑪東北電力からの完了確認

- ・ 東北電力から完了の報告が届き、終了です。
以後、適切な管理をお願いします。

(2) 掲示板や塀(フェンス)などへの設置

電柱以外にも、自治会掲示板や設置協力者の塀などへの設置もできますと思います。地域で話し合い、設置場所・方法を決めましょう。

4 地域防災情報紙の発行

地域での取組みを知らない方へも周知を行いましょう。海拔表示の設置活動や地域での防災活動などを「防災情報紙」として地域に周知しましょう。

5 市補助金の活用

【新潟市地域活動補助金】

- ・ 市では、地域課題の解決を目的とした活動に対して補助金を交付します。
※備品の購入や物品の制作だけでは、対象になりません。
地域での活動・取組みが伴うことが交付条件です。
- ・ 1事業あたり20万円が限度額です。
- ・ 区役所の申請窓口は、地域課地域振興係です。

6 各地の海拔表示



電柱に設置（静岡市）



フェンスに設置（品川区）



フェンスに設置（焼津市）

様々な活動を通して「地域の防災力」を高めて、災害に備えましょう！